

民主党WT中間報告における主な指摘事項 ～厚生年金基金の財政運営・制度の在り方関係の抜粋～

1. 財政運営の在り方

(1) 解散要件の緩和

代行割れ厚生年金基金の早期の解散を促すために、解散の要件を大幅に緩和するとともに、代行割れ部分は事業者、加入者および受給者が公平に負担を分かち合う制度を作るべきである。

(2) 中小企業への影響緩和措置等

解散時の負担金を確実に回収するために、加盟企業間の連帯保証制度は維持するが、連帯保証金額に上限を設けたり、分割払いの負担金を劣後ローン化する手法（DES等）も検討し、中小企業の財務に与える悪影響を緩和する。

代行割れ総合型厚生年金基金等において、連帯債務の求償に伴う負担を避けるために加盟企業の一部が任意脱退し、残された加盟企業の財務上の負担が増加している状況に鑑みて、任意脱退時の負担金制度を早急に見直し、負担の公平化を図る。

(3) 情報開示

財務状況の悪化した指定厚生年金基金の財務状況は、決算の日から8ヶ月以上遅れて公表されているなど、厚生年金基金の財務状況の開示は、多くの年金基金が代行割れを起こし、そのことがもたらす社会的な影響に照らせば、適切とは言えない。代行運用を行う準公的年金といえる厚生年金基金は、上場企業の財務状況の開示と同程度の透明性とスピード感、正確性が求められ、毎年度終了後、3カ月以内に個別の財務状況を開示するものとする。

2. 厚生年金基金制度等の在り方

(1) 総括

厚生年金加入者全体の公平性の確保と、制度への信頼性維持の観点から、厚生年金本体や公的資金での新たな負担を伴うことなく、加入者の権利を堅持することを基本とする。

(2) 厚生年金基金制度の将来的な廃止

今次の企業の経営環境や財務実態に照らせば、新たな企業負担を求めることでの制度改善は現実性が乏しく、厚生年金基金制度は、一定の経過期間終了後、廃止する。経過期間の確保にあたっては、受給者への影響を最小限にするため、十分な期間を確保すべきである。具体的には、厚生年金基金には、①解散するか、②代行資金を返済した上で確定拠出型年金ないし確定給付型年金に移行するかを選択させるべきである。

なお、その際、中小企業における退職金・企業年金の普及の観点から、企業年金の規制緩和等の検討を併せて行うべきである。